

議員提出議案第3号

生駒市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

このことについて、地方自治法第112条第2項及び生駒市議会会議規則第13条の規定により、上記の議案を提出する。

令和3年12月6日

提出者	白本和久
〃	伊木まり子
〃	吉波伸治
〃	中浦新悟
〃	山田耕三
〃	沢田かおる
〃	片山誠也
〃	松本守夫
〃	改正大祐
〃	神山聡
〃	加藤裕美

生駒市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

生駒市議会の議員の定数を定める条例（平成13年6月生駒市条例第18号）

の一部を次のように改正する。

本則中「24人」を「22人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の生駒市議会の議員の定数を定める条例の規定は、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

○生駒市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

生駒市議会の議員の定数を定める条例(平成13年6月生駒市条例第18号)新旧対照表

現行	改正案
地方自治法(昭和22年法律第67号)第91条第1項の規定により、生駒市議会の議員の定数は、 <u>24人</u> とする。	地方自治法(昭和22年法律第67号)第91条第1項の規定により、生駒市議会の議員の定数は、 <u>22人</u> とする。